

徳島県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2 2	阿南勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字銚子 ノ口三八番五地先から 同 字一楽 三九番二地先まで	一一九・一	令和五年六月二十七日